

ひとり親家庭支援／食育推進／安全・安心なまちづくり部分_抜粋(修正案)

④ ひとり親家庭への自立に向けた支援

ひとり親家庭が安心して自立した生活を送るために、国や都が行う手当の支給や医療費助成を行うほか、関係機関と連携し、子育て支援、生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、各種制度の周知を図ります。

【 主な取組 】

事業名	内容	区分	主担当課
母子・父子自立支援員の相談体制の充実	■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言など行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげる。	継続	セーフティネットコールセンター
ひとり親家庭への情報提供の充実	■ひとり親家庭への自立に向けた支援としてひとり親家庭のしおりを作成し、市役所をはじめ各所にて配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。	継続	セーフティネットコールセンター
ひとり親支援セミナー	■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。	継続	セーフティネットコールセンター
母子・父子自立支援プログラム策定事業	■母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立を促進するために就労相談を受け、それぞれの状況やニーズ等に応じた自立目標や支援内容について個別の計画書を作成する。 ■ハローワークと連携しながら具体的な就労につなげ、就労開始後も継続的な自立の支援を行う。	継続	セーフティネットコールセンター
母子生活支援施設入所支援	■18歳未満の子どもを養育する母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため十分な養育ができない場合に、母子で入所する児童福祉施設。 ■母子家庭の母からの申請により個々の世帯の実情を鑑み、入所を実施する。 ■入所期間をおおむね2年とし自立支援計画を立てる。	継続	セーフティネットコールセンター
離婚直後等のひとり親への住宅支援	■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。(2年以内)	継続	セーフティネットコールセンター
母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。	継続	セーフティネットコールセンター

事業名	内容	区分	主担当課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	■日常生活に著しく支障があるひとり親家庭に、一定の期間、生活を援助する者（ホームヘルパー）を派遣し、生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と利用者の自立の促進を図る。所得に応じ利用者負担額あり。	継続	子育て課
養育費確保サポート事業	■ひとり親家庭の生活の安定及び子どもの成長を支えるための養育費についての取り決めや受け取りを支援する。 ≪養育費等弁護士相談≫ ■養育費について専門知識や経験豊富な弁護士から法律に基づく助言等を受けるために無料弁護士相談を実施する。 ≪養育費確保支援補助金≫ ■公正証書作成手数料、家庭裁判所の調停申立て、裁判に要する費用の補助を行う。	新規	セーフティネットコールセンター
母子家庭等自立支援給付金（教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等）	≪母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金≫ ■母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 ≪母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金≫ ■母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 ≪東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の案内≫ ■上記高等職業訓練促進給付金を受給する方に対し、東京都社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を行う。	継続	セーフティネットコールセンター

③ 食育事業の推進

健全な食生活の実践は健やかな成長につながるため、日野市みんなですすめる食育条例に基づき取組を推進します。子どもの健やかな成長のため、朝食欠食率の低下に取り組むとともに、保育園での調理保育や給食、学校給食に日野産農産物を積極的に取り入れ、児童館では簡単な料理体験や収穫活動を通じて子どもたちに食文化の重要性を伝えるなど、生産者や食事を作る方への感謝の気持ちを育む機会とします。

なお、食育事業については、関連計画である日野市食育推進計画で取組の推進を図ります。

【主な取組】

事業名	内容	区分	主担当課
みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画	■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、日野市みんなですすめる食育条例で定める学校や子育て施設での食育の取組など食育計画の進み具合を評価・検証する。	継続	健康課

※日野市食育推進計画に関連する取組を実施している課は、健康課のほか、保育課・学務課・教育指導課・児童館・子ども家庭支援センター・地域協働課・都市農業振興課・図書館・中央公民館・環境政策課など多くの課が関わっております。

基本理念

生涯にわたって健全な食生活を実践できる
ひのっ子・日野人を育む

重点

基本目標 1

食からの健康づくりを推進します

- (1) ライフステージに応じた健全な食生活を実践します
- (2) 食の安全・安心に対する理解を深めます



基本目標 2

食を通じて、豊かな心を育てます

- (1) 多様な暮らしにおける食への理解を深めます
- (2) 次世代へ食文化を継承します

基本目標 3

食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます

- (1) 地産地消を推進します
- (2) 農業体験を推進します
- (3) 食品ロス削減を推進します

出典：第4期日野市食育推進計画より

【参考】「日野市みんなですすめる食育条例」抜粋

（教育委員会の責務）

第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。

2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法（昭和29年法律第160号）を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通じた実践的な取組が行え、教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。

3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。

4 教育委員会は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

（学校の責務）

第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。

2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。

4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。

5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを体験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

（子育て関連施設の責務）

第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しさを教え、元気と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようにするとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。

2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。

3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを体験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。

6 児童館（学童クラブを除きます。）は、調理活動の体験から自分でつくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。

7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつを提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とするとともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

方針（２）安全で子育てしやすい環境整備

① 安全・安心なまちづくりの推進

日野市通学路交通安全プログラムの推進や学校等の公共の場所に防犯カメラを設置したり、市内安全パトロール等の活動を通じて子どもたちの安全を確保します。また、ピーポーくんの家の協力者を増やしたり、セーフティ教室の実施により地域全体で防犯意識を高めたり、子どもが安心して成長できる、子どもや若者が犯罪被害に巻き込まれないための環境づくりを進めます。

【 主な取組 】

事業名	内容	区分	主担当課
市内安全パトロール	■下校時の子どもの見守りを中心に、地域の犯罪特性に即した青色防犯パトロール等を実施し、子ども関連施設を定期的に巡回して犯罪の発生状況等を職員と共有することにより、各種犯罪の抑止及び防犯体制の強化を図る。	継続	防災安全課
「こどもを守るネットワーク」事業	■公共交通車両や市庁用車に指定ステッカーを貼付し、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。	継続	防災安全課
セーフティ教室の実施	■小学校、中学校全校でセーフティ教室を関係機関の方を講師に招いて開催する。 ■保護者や地域も参加した形式での充実を図る。	継続	教育指導課
スクールガードボランティア	■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる“見守り”が大変重要なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物の時間を下校時間に合わせ、通学路を通ってみる。」「散歩のコースを通学路にして、登下校時に子どもたちと歩く。」など、ひとりでも多くの大人が、自分のできる範囲で、無理なく長期的に子どもたちを見守っていただくボランティアのこと。 ■小学校ごとに登録していただき、登録後にスクールガードボランティアの腕章・笛・ボランティア証・ベスト・帽子・横断旗を貸し出しする。	継続	庶務課